

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、旧警戒区域内（檜葉町）の工場に勤務していた申立人について、一時的な配転命令との説明を受けて平成23年5月に九州地方に転勤した後、原発事故の影響による工場閉鎖に伴う永続的な九州地方への配転命令を断り平成25年7月に退職したことに伴う就労不能損害の賠償を認めた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	ア 二重生活に基づく生活費増加分 イ 面会交通費 ウ 就労不能損害（給与減収分） エ 精神的損害
期間	上記損害項目アについて 平成23年6月1日から平成25年6月30日まで 上記損害項目イについて 平成23年10月7日から平成23年10月10日まで 上記損害項目ウについて 平成25年7月1日から平成26年12月31日まで 上記損害項目エについて 本件事故発生当初の時期

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,407,354円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 二重生活に伴う生活費増加分	918,480円
イ 面会交通費	87,600円
ウ 就労不能損害（給与減収分）	3,321,274円
エ 精神的損害	80,000円

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し第2項の金員のうち、金80,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人

らは被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年5月25日

（仲介委員 清水貴行）